

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年11月16日 04時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山東南東方沖 金華山灯台から真方位114° 382海里付近 （概位 北緯35° 40.0′ 東経148° 50.0′）
インシデントの概要	漁船さと丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年11月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 さと丸、14トン K02-6301（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力610kW、回転数毎分1,880、6気筒、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：うねり 約2m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか6人（全員インドネシア共和国籍）が乗り組み、操業中、逆転減速機の潤滑油圧力低下警報が鳴った。 本船は、機関長が、主機を停止して逆転減速機を点検したところ、前後進クラッチが作動しなかったため、運航不能と判断し、船長が漁業協同組合に連絡し、同組合が海上保安庁に通報して起重機船を手配し、同船により宮城県仙台塩釜港にえい航された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、点検を行った結果、小型船舶用エンジンリモコン（以下「本件リモコン」という。）のポータブル発信器のダイヤルを中立の位置に設定した際、本件リモコンの制御器内部のポテンションメータの接触不良により、主機の逆転減速機が前進側の半クラッチの状態で作動され、摩擦板に焼損が生じたことと推察した。
分析	本船は、操業中、本件リモコンの制御器内部のポテンションメータが接触不良となり、主機の逆転減速機が前進側の半クラッチの状態で作動されていたことから、同減速機の摩擦板が焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、本件リモコンの制御器内部のポテンションメータが接触不良となり、主機の逆転減速機が前

	<p>進側の半クラッチの状態で作動していたため、同減速機の摩擦板が焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶用エンジンリモコンを使用する際は、定期的に逆転減速機の作動確認を行うこと。</li></ul>